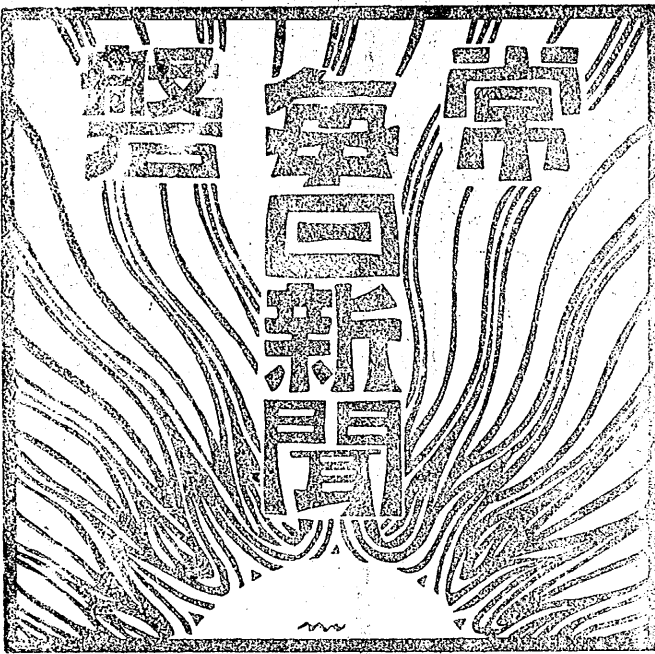


發行兼編輯人 川崎文治
本社下町番地（電話六三〇番）
印刷所 常盤毎日印刷所



定額 一月五元 半年三十元 一年六十元
印刷部 電話六三〇番
電話六三〇番

刊夕日六月二

常盤毎日新聞
外國の賣出商略
一記者

（九）

先づこんなところで最後に
なるのだが、これまでをや
らないでも賣出が下り坂に
ならないで、前日店内に「明
日の特賣」を廣告するやり
方がある。つまり今日來た
客を明日も引かうといふの
である、その特賣は一日キ
リで他の如何なる日にも得
ないものでなくてはならな
い、又この廣告も新聞でや
るなら、其日の夕刊に始め
て出すといふ風にそれより

前には知らさないでおくの
がよい、或ひはいよいよ明
日といふ日、陳列窓に其旨
商品と共に廣告するのよ
いであらう、これは下り坂
にならないで、これは下り坂
返す手であつて「明日の特
賣」商略とでも呼ぶべきも
のである。
フランク式特賣法 フラ
ンスの百貨店がクリスマス
賣出後やる毎年の特賣は、
その町の人々の待ちこがれ
るほどの人氣を呼ぶ。大阪
の警文拂ひに良く似たとこ
ろがあつて面白いのである
さてどんなのかといふと見
切品を店の外へ恰度露店商
人がやるやうに陳列する



ふよりもさらけ出すそれこ
そ味増も糞も一緒たに臺
の上に投げ出して、均一特
賣をやるのである。
店内へお客様を引き入れる
やうなマドロコシイこと
はなくこれは商品を往來へ
持ち出して賣るのであるか
ら如何にも投賣りらしくて
良い、警察の傾解を得ない
と出來ないであらふ。とに
かく群衆を引き付けること
受け合ひである但し萬引が
相當ある由 「をばり」

四町日聯合福引大賣出



かいしん
會心の
笑みは!!!

壹圓毎に福引券差上す

新二月六日より十二日まで七日間舊十二月二十四日より三十日まで

結 束 した各商店の

勉強振りごと

副賞付福びき景品の

内容 依つて始めて.....

人氣映畫に對する

本社主催の大懸賞 有聲座のライオンマン中に 現れる假面の人が問題

目下帝キネ直營活動常設有聲座上場中の探偵連續懸賞劇「ライオンマン」は熱狂的大評判を博して居るが此畫面中に突如として現れ眞に手に汗を握らしむるの大活躍を試みつつある

奇々怪々たる假面の人は
果して何人か?
且つ善人か? 悪人か?

参考迄

登場人物要項
資産家 フレデリックカアベンティッシュ(行商不明中)
女記者 ステラドノバン(現在活躍中)
青年 ヌムウエストコット(礦山所有者)
辯護士 パトリックエズライト(財産を盗まんとする者)
悪人 マートラシー(ラシー團の團長)
青年 ヂョンカアベンティッシュ(資産家のオイ)

此解答を募つて當選者百名も夫々賞品を贈呈す、解答規定は左記の通り

締切二月十一日(宛名)平町長橋町三五常警毎日新聞社懸賞係(用紙)葉書(賞品)三重桐箆筒、鏡台、時計其他ユニバーシヤル及び有聲座寄贈品正解者多数の際は有聲座公開の席に於て抽籤を行へ入選者百人を決す但し選外と雖も洩れなくプロマイドを進呈

昨日の繼續町會

原案通りに確定

正義は斯く迄強し

町當局絕對信任

昨日の午後二時四十分より再開後の平町會に於ては第二號議案の行政訴訟代理人依頼に關する追加豫算千七百七十五圓を異議なく可決し第三號議案の水道擴張工事臨時委員規程の附議に移り阿部政右工門君が原案に委員七名とあるを九名に修正

覺書に基き

發電計畫は 平町水道に對し

保健衛生上有害と認む

大瀧發電所の設置計劃者たる小田炭礦對中町間に交はされた覺書に基き平町は發電所と水道の關係に關し再調査の決果左記の如く保健衛生上有害と決定其旨を設置計劃者に通告した
覺書に基き再調査書
大正十三年七月十九日付を以て平町對小田炭礦株式會社に於ける發電所設置問題に關し、青沼鋒太郎、漆畑元吉、兩氏の仲裁に依り

野崎君は「擴張工事完成の曉は城山方面に給水し得る由なるも余の耳にじたる處によれば、舊城跡は八幡小路の配水池よりも高い爲めに實際には給水不能との説あるが果して如何」と尋ねたるに對し番外の香野水道課長は

八幡小路は海拔百四十八尺、また城山の一番高い地點六田門は、海拔百三十五尺九寸であるから其差十二尺一寸だけ八幡小路が高い譯であつて給水不能と云ふが如きは全々杞憂に屬するものであると説明し第四號議案の「覺書に基き再調査決定」を議に附し萩原君は

是れは再調査であるから第一回の調査もある筈を聞き度い
と聞き直つたが香野課長は「本調査は一朝一夕の結果に依つて決定意見を附すべきものではない、故に本決定書には前回の調査も總括されてあるものであつて第一回の調査第二回の調査と區分すべき性質のものではない」と軽く受け流し、今度は野崎君が覺書の精神を説き出し
本決定書は發電所が水道



耳の掃除の仕方

耳掃除をうづかりやりますと、さ、くれ等出来てそこからバクテリアが入つて化膿したり丹毒を起したり、

取入口の下流に放水する場合に就いてのみ調査を遂げたものであるが覺書の精神には發電所の水槽から分水する場合に就いても考慮の内に加へ調査すべきが含まれて居るとの意味合へ述べ香野課長は「水槽分六に就いて相當の調査はあるも覺書の精神には其事の含れざるを信じ此件に關しては決定書に記述せず」と答へ伏見町長

覺書の第二項に依つても水槽分水の意味が全々含まれて居なかつた事は勿論である、殊に當時の調停者青沼氏も此議席に着いて居るから其點は明らかで解る
とやり返し野崎君一言もなぐ次ぎに加納君が
此再調査決定書を審議の結果若し電氣會社と妥協の途があれば行政訴訟を取消すや
と質し伏見町長は從來の経過に照らしても妥協等の途あるべくも信せられず且つ此案は全々行政訴訟の提起とは別途のものであると答へ再び加納君は「此案の内容は詳細な調査の結果に依るものにして此場合本員等が是れを手にすると雖も容

します、耳掃除の道具は使ふ前に必ずオキシフルとかアルコールで一度消毒しなくてはなりません、耳掃除の道具を放置しておきますとそれに色々のバクテリアが付きますから危険の上なして耳垢と云ふものは別に有害になりませんが無闇に耳掃除をする必要

「覺書第二項」平町は前項大正十三年四月二十六日付許可に依る平町水道取入口下流に放水する發電計畫は平町水道に對し有害なるや否やを再調査すること
「同第三項」前項調査の結果果平町に於て無害有利なりと認めたる時は同意することあるへし
水騒脅威の事由
一、出願の計畫水量は最大七十五立方尺なり之に對する指令は「使用水量は七立方尺以内です、但取入口放水口間に現存する用水路に引入れつゝある必要水量並に魚族の棲息湖上に必要なる水量を分流することを

要す」とあり
二、前項指令但書即ち取水口と放水口との間に於て取水すべき水量は平町水道用水一立方尺三上野原江筋所要水量十一立方尺五九計十立方尺八九にして其他魚族の棲息湖上に要する水量を一立方尺と假定すれば總所要水量は十三立方尺八九を必要とす
三、前記第一に記載せる如く十三立方尺八九なれば計八十三立方尺八九の水量を必要とするに對し、好間川の流量八十三立方尺八九に達せざる場合頗る多し即ち「大正十三年六月三日通信省電氣局水力課長より交附

易に其當否を決し得べからざれば此案は議決に依らず町會に對する報告となすが至當と考へらる」と述べ一先づ休議と爲し再會後青沼君は先般の野崎君の質問に依る覺書の精神に就いて調停者の立場から一言し水槽分水に就いて含まれて居ないを解釋するのが當然である事を繰説し次ぎに井上茂作君は先の加納君の「決定書を報告すべし」との意見を對し其誤れるを指摘し町當局が調査せる結果を余等が信せざるものこそば一面當局に對し不信任を標榜する事ともなる、故に余等は信じて餘りある町當局の調査決定意見に協賛する意味よりして是れを町會への單なる報告と爲さず慎重に案の内案を考察し當局の意見を聽取して後首肯し得べくんば是れを議決するものが當然執るべき態度である」と力説し「報告とすべし」との加納君の動議を採決す

募集

文藝其他投稿を募集します

るに當り同君始め一人も立たず結局原案通り可決確定午後五時四十八分閉會した
募集
はありませぬ耳掃除によつて起る快感は頭腦の作用をよくいたしますから、安全にさへすればよろしいものです。然し過度に掃除することはよくありません。又耳は大切な所ですから床へ行つてもなるべく中はカミソリをあてない方がよろしいのです
を受けたる大正八年より大正十一年に至る好間川測水所(篠登城)に於て調査せる流量「左の如し
△大正八年最小「一月」五十四立方尺「二月」四四「三月」六〇「四月」五二「五月」三八「六月」四二「七月」四〇「八月」四三「九月」三八「十月」八二「十一月」七五「十二月」六〇
△大正九年、最小、「一月」七七「二月」七七「三月」六五「七月」七九「十一月」六六「十二月」七〇
△大正十年最小「一月」五〇「二月」五二「三月」五二「四月」五三「五月」八五「六月」五三「七月」五〇「八月」五五「十一月」七八「十二月」五六、つゞく